

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成24年度 第1回会議

次 第

日時：平成24年11月6日（火）

午後1時30分から

場所：鴨川市役所4階400会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 出席者の紹介
- 5 会長及び副会長の互選について
- 6 議 事
 - (1) 審議会の会議について
 - (2) 計画策定後の各種施策への取組み状況について
 - (3) 「男女共同参画に関わる市民意識調査」の実施について
 - (4) 各種施策に係る実施計画の調製について
 - (5) その他
- 7 閉 会

[配布資料]

- ・出席者名簿
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 審議会の会議について
- ・資料2 計画策定後の各種施策への取組み状況等について
- ・資料3 「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について
(平成24年9月に実施したもの)
- ・資料4 各種施策に係る実施計画の調整について
～平成24年度鴨川市男女共同参画推進審議会会議開催等のスケジュールについて
(参考資料) 千葉県男女共同参画地域推進員について
- ・「鴨川市男女共同参画計画」書（及びその概要版）
- ・承諾書

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成24年度 第1回会議 出席者名簿

日時：平成24年11月6日（火）

午後1時30分～

場所：市役所4階400会議室

1 委員

氏名	備考
上村 美智代	
黒川 洋子	
齋藤 守彦	
武ノ内 克巳	
立野 慶子	
永井 佳美	
長谷川 裕一	
速水 昭雄	

（アイウエオ順・敬称略）

2 市行政関係者

氏名	職	備考
片桐 有而	鴨川市長	
杉田 至	鴨川市 企画政策課長	事務局
藤代 公貴	鴨川市 企画政策課 政策推進係長	事務局
石井 和美	鴨川市 企画政策課 政策推進係員	事務局

鴨川市男女共同参画推進審議会委員名簿

No.	氏名	読み	性別	備考
1	上村 美智代	ウエムラ ミチヨ	女	
2	黒川 洋子	クロカワ ヨウコ	女	
3	齋藤 守彦	サイトウ モリヒコ	男	
4	武ノ内 克巳	タケノウチ カツミ	男	
5	立野 慶子	タテノ ケイコ	女	
6	永井 佳美	ナガイ ヨシミ	女	
7	長谷川 裕一	ハセガワ ユウイチ	男	
8	速水 昭雄	ハヤミ アキオ	男	

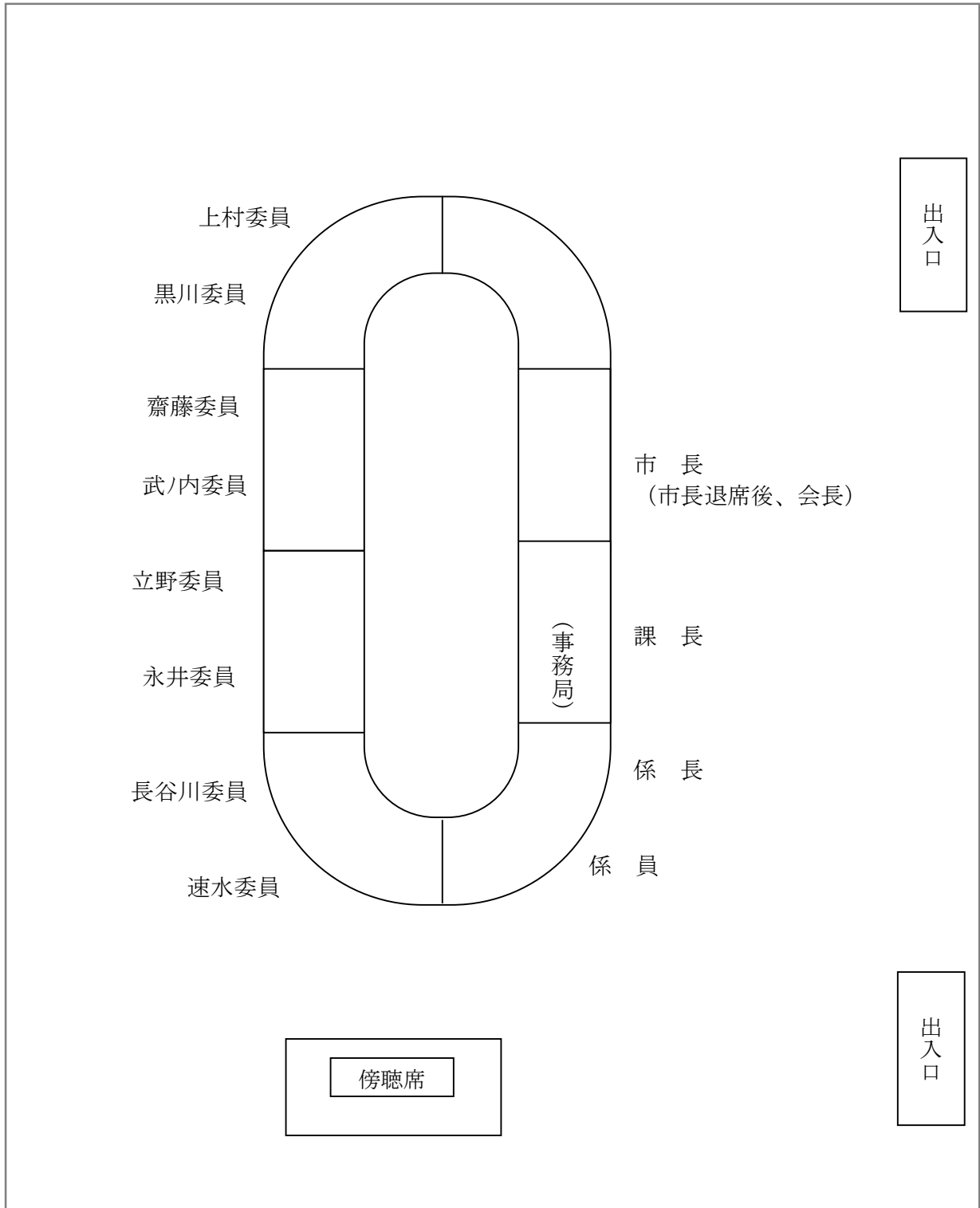
(アイウエオ順・敬称略)

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 24 年度 第 1 回会議 席次表

日時：平成 24 年 11 月 6 日（火）

午後 1 時 30 分～

場所：市役所 4 階 400 会議室



審議会の会議について



鴨川市 企画政策課
平成 24 年 11 月

審議会の会議について

審議会の運営等については、「鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱」に定めるほか、以下のとおりとする。

1 会議の公開、会議録の作成及び公表について

会議の公開、会議録の作成及び公表については、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

（1） 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、議事を単位として会議を非公開とすることができる。
 - ・ 法令等に特別の定めがある場合
 - ・ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・ 不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② 会議の傍聴に関する手続等は、別記 1 「傍聴要領」のとおりとする。

（2） 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・ 開催の日時及び場所
 - ・ 出席委員氏名
 - ・ 議事及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員 2 名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに設置し、又、ホームページへ掲載するものとする。

2 委員の身分、個人情報の保護について

（1） 委員の身分

委員の身分は、地方公務員法第 3 条 3 項第 2 号に基づく非常勤特別職である。

（2） 個人情報の保護

非常勤特別職については、地方公務員法上の守秘義務は適用されないものの、個人情報保護条例第 12 条により業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととされているので、情報の取扱いについては十分留意すること。

3 報酬及び費用弁償について

委員には、鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）第 2 条の規定に基づく報酬及び第 6 条の規定に基づく費用弁償を支給するものとする。

○鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴨川市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る各種施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関すること。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民

3 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(鴨川市男女共同参画審議会設置要綱の廃止)
- 2 鴨川市男女共同参画審議会設置要綱(平成21年鴨川市告示第137号)は、廃止する。
(任期の特例)
- 3 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(別記1)

傍 聴 要 領

鴨川市男女共同参画推進審議会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出、会議開催日に会議開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、会議開催日の1週間前から先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるものの他、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍 聴 証
第 号
鴨川市男女共同参画推進審議会

資料2

計画策定後の各種施策への取組み状況等について



鴨川市 企画政策課
平成24年11月

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
1 (1) (2)	個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	男女共同参画に関する情報の収集と市民への提供・意識啓発	① 「鴨川市男女共同参画計画」について、市政情報コーナーへの配架及び市広報誌（H22.5.15 号）、市ホームページへ掲載した。 ② 毎年国で定めている「男女共同参画週間」（6/23～6/29）について、男女共同参画の周知啓発を目的として、市広報誌（毎年 6/15 号）へ掲載した。 ③ 市広報誌へ他市開催のイベント情報を掲載した。（H22.10.15 号・H23.10.1 号） ④ 県が主催する会議や研修について、積極的に参加し、県の推進状況並びに各市町村の取組みについて、情報を収集した。 ⑤ 県や国が主催する男女共同参画に関連する各種行事のチラシ等について、市主要機関に配架した。 等	① 「男女共同参画週間」期間中に市内の施設 8 箇所において、男女共同参画社会の目的や基本理念について理解を深めてもらうため、啓発用のパンフレットやチラシを配架すると共に、イラスト入りののぼり旗を設置した。 ・設置期間 平成 24 年 6 月 20 日～7 月 2 日 ・設置箇所 本庁舎・天津小湊支所・ふれあいセンター・子育て支援センター・江見出張所・吉尾出張所・小湊出張所・市民サービスセンター ・配架パンフ等の種類 11 種類 ② 「男女共同参画週間」の期間中、男女共同参画社会について、市民向けに周知を図るため、啓発活動などのイベントを実施する。その際は、来場者からアンケートを徴収し、その結果について今後の事業推進のための資料とする。 ③ 県が主催する会議研修へ参加し、情報収集した。 ④ 近隣市町村が主催するセミナーへ参加する。 等	企画政策課
2 (8)		市民意識調査の実施	① 平成 21 年度に実施した市民意識調査の結果について、市ホームページへ掲載した。 ② 結果報告書について、市政情報コーナーへ配架した。	① 「鴨川市男女共同参画計画」策定期間の中間年度である平成 24 年度に平成 21 年度に実施した市民意識調査と同様の調査を実施した。 調査票回収期間：9/21～10/12 ② 平成 27 年度に「第 2 次鴨川市男女共同参画計画」策定の基礎資料とするため、同様の調査を実施する。 ③ 結果報告書について、市ホームページへ掲載し、市政情報コーナーへ配架する。	企画政策課

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
3 (12) (13) (14)	個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	人権相談の充実	① 「特設人権相談所」開設について、市ホームページや毎月1日発行の市広報誌へ周知した。 ② 人権擁護委員による「特設人権相談所」を月1回（年12回）開設した。 （開設場所 本庁舎・支所・太海公民館・吉尾公民館） 【受理件数】 平成 22 年度 受理件数 2 件 平成 23 年度 受理件数 5 件	① 「特設人権相談所」の開設について、市ホームページや毎月1日発行の市広報誌へ周知する。 ② 人権擁護委員による「特設人権相談所」を月1回（年12回）開設する。 （開設場所 本庁舎・支所・太海公民館・吉尾公民館） ③ 法務局の要請に応じ、連携を図る。	総務課 秘書広報室
4 (17) (18)	個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	ドメスティック・バイオレンス等に 関する相談窓口の設置と被害者を支援する体制の充実	① DV 相談について、市の広報誌やホームページ等にて周知した。相談窓口は、福祉課児童係にて、対応した。 【相談実績】 平成 22 年度 17 件 平成 23 年度 12 件 ② DV 被害者等支援のためのマニュアルについて検討会を開催した。 【開催実績】 平成 23 年度 3 回開催 参加者数延 27 名	① DV 相談について、平成 24 年 4 月 1 日から健康推進課の福祉総合相談センターにて対応開始。DV 相談窓口が、健康推進課福祉総合相談センターであることを定期的に市広報誌等を通じて市民へ周知する。 ② 福祉総合相談センターにて、他課と連携を図りながら相談受付、面接、緊急性の判断等具体的な支援を実施する。 ③ DV 被害者支援のためのマニュアルを作成する。（平成 24 年度中） ④ DV 相談向けのリーフレットを作成する。（平成 25 年度中）	健康推進課
5 (47)	男女が共に個性や能力を活かしつつ、活動との両立ができる社会環境の整備 家庭や仕事、地域	審議会等における女性委員の登用の促進	審議会等における新設または改選時には、委員名簿の提出を求めると共に、女性の登用率が低い場合は、今後の取組み、検討を促した。 【各年度の委員数等】 平成 22 年度委員数 308 名 （内女性委員数 61 名） 女性登用率 19.8% 平成 23 年度委員数 281 名 （内女性委員数 54 名） 女性登用率 19.2%	女性委員比率の向上と女性委員のいない審議会等への解消に取り組む。 【目標値】 鴨川市附属機関等運営マニュアル 女性委員比率の目標 30%	総務課

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
6 (53)	男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備	事業所等に対するワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	<p>「ワーク・ライフ・バランス」の普及促進のため、市独自のチラシを作成し、鴨川市商工会会員 1,100 事業所に対し配付。併せて、そのチラシを市ホームページへ掲載し、市民への周知を図った。</p> <p>【配付実績】 平成 23 年 6 月 1,100 枚（事業所）</p>	<p>平成 23 年度に作成した「ワーク・ライフ・バランス」のチラシについて、普及促進のため市施設に配架する。（8 施設）</p> <p>【配架施設】 本庁舎・天津小湊支所・ふれあいセンター・子育て支援センター・江見出張所・吉尾出張所・小湊出張所・市民サービスセンター</p>	産業振興課
7 (54)	男性の食生活改善事業		<p>① 男性のための食育活動を食生活改善協議会に委託して実施した。</p> <p>【男性の料理教室等開催実績】 平成 22 年度 実施回数 9 回 参加者数 111 名 平成 23 年度 実施回数 12 回 参加者数 113 名</p> <p>平成 22 年度・平成 23 年度食生活改善協議会への委託料 291,000 円</p> <p>② 任意団体「食楽会」の活動を支援した。（毎月 1 回の管理栄養士による調理実習の指導等） *「食楽会」⇒12 名の会員で構成されている。（11 名は男性）</p>	<p>① 男性のための食育活動を食生活改善協議会に委託して実施する。 平成 24 年度 食生活改善協議会への委託料 239,000 円</p> <p>② 任意団体「食楽会」の活動を支援する。（月 1 回の管理栄養士による調理指導）</p> <p>③ 食生活改善協議会の男性会員の配置を目指す。</p>	健康推進課

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
8 (44) (55)	男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備	パパママ学級の開催	<p>① 妊娠 5 ～ 8 か月の妊婦とその家族を対象とするパパママ学級を開催した。1 コース（5 回）を年 3 コース実施。</p> <p>【開催実績】 平成 22 年度参加者数 延 182 名（妊婦）・延 23 名（夫） 平成 23 年度参加者数 延 111 名（妊婦）・延 7 名（夫）</p> <p>② パパママ学級受講歴のある産後 3 ～ 6 か月の母親とその子どもや家族を対象とするパパママ学級同窓会を開催した。</p> <p>【開催実績】 平成 22 年度 年 3 回開催 参加者数 31 組 平成 23 年度 年 3 回開催 参加者数 35 組</p> <p>助産師等謝礼金 23,955 円 7,000 円× 3 名外</p>	<p>① パパママ学級を開催する。 1 コース（5 回）を年 3 コース 年 3 回</p> <p>平成 24 年度 助産師等謝礼金 23,955 円 7,000 円× 3 名外</p>	健康推進課

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
9 (70)	男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備	女性の再就職の促進	① ハローワーク等の関係機関と連携しながら、女性の再就職希望者の雇用の場を提供するため、本庁舎 1F に求人情報コーナーを設置。また、毎月第 2・第 4 金曜日には、「一日ハローワーク」を実施した。 【求人情報コーナー利用実績】 平成 22 年度 5,744 名 平成 23 年度 5,821 名 (内女性数 2,985 名/51.3%)	「平成 24 年 4 月 2 日から「ふるさとハローワーク」を本庁舎 1F に設置し、月曜日から金曜日まで就職相談ができる体制づくりに努める。 【相談内容】 ・専門の相談員が職業相談・職業紹介について対応 ・タッチパネル式の求人検索機により全国の求人が検索可能（5 台設置）	産業振興課
10 (73)		農業分野における家族経営協定の促進	安房農業事務所改良普及課と連携し、家族経営協定の締結を促進するパンフレットを配付した。 【パンフレット配付数】 (安房農業事務所主催講習会にて配付) 平成 22 年度 17 枚 平成 23 年度 16 枚 【締結の実績】 平成 23 年度締結数 3 戸	安房農業事務所改良普及課と連携し、家族経営協定の締結を促進するパンフレットを配付する。 【目標値】安房地区農山漁村いきいき指標（平成 27 年度） 家族経営協定締結数 16 戸 参考：家族経営協定締結数 11 戸（平成 24 年 8 月現在）	産業振興課
11 (78)		幼保一元化の推進	以下の地区で幼保一元化を実施した。 <u>施設一体型</u> 長狭地区・西条地区・小湊地区 <u>施設分離型</u> 鴨川地区 ・長狭地区について、旧吉尾小学校施設を幼保一元化施設として整備 ⇒平成 22 年度 事業費 141,015,000 円	施設分離型として、田原地区にて平成 24 年度から実施。 学校施設の適正規模・適正配置を図りながら、4・5 歳児の幼稚園教育が全ての園で実施されるように努める。また、併せて、預かり保育の実施に努める。	福祉課・学校教育課

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課																											
12 (80)	男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備	学童保育の充実	<p>学童保育を行う団体に対し、補助金を交付した。鴨川小・東条小・西条小・田原小・小湊小にて、それぞれ保護者による運営委員会が組織され、学校の空き教室等を借りて学童保育を運営している。</p> <p>【補助金交付実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度 3 団体 2,250,000 円 (1 団体 750,000 円) 鴨川小・東条小・西条小と田原小（合同運営） 平成 23 年度 4 団体 4,342,000 円 (1 団体 1,000,000 円+小湊小での開始に伴い備品を購入している) 鴨川小・東条小・西条小と田原小(合同運営)・小湊小 <p>*長狭学園は運営しているものの、対象人数が 10 名に満たないため補助金対象外</p> <p>【利用実績等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開設日数</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鴨川小</td> <td>263 日</td> <td>263 日</td> </tr> <tr> <td>東条小</td> <td>267 日</td> <td>269 日</td> </tr> <tr> <td>西条小・田原小</td> <td>265 日</td> <td>265 日</td> </tr> <tr> <td>小湊小</td> <td>——</td> <td>270 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者数（延数）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>鴨川小</td> <td>5,333 名</td> <td>6,422 名</td> </tr> <tr> <td>東条小</td> <td>10,660 名</td> <td>10,244 名</td> </tr> <tr> <td>西条小・田原小</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>小湊小</td> <td>——</td> <td>3,378 名</td> </tr> </tbody> </table>	開設日数	平成 22 年度	平成 23 年度	鴨川小	263 日	263 日	東条小	267 日	269 日	西条小・田原小	265 日	265 日	小湊小	——	270 日	鴨川小	5,333 名	6,422 名	東条小	10,660 名	10,244 名	西条小・田原小	不明	不明	小湊小	——	3,378 名	<p>学童クラブ団体に補助金を交付する。 新たに要望があった団体に対し、支援する。</p> <p>【目標値】 鴨川市次世代育成支援地域行動計画（後期計画） 設置箇所 5 箇所（平成 29 年度） 1 日平均の利用人数 200 名（平成 29 年度）</p>	福祉課
開設日数	平成 22 年度	平成 23 年度																														
鴨川小	263 日	263 日																														
東条小	267 日	269 日																														
西条小・田原小	265 日	265 日																														
小湊小	——	270 日																														
鴨川小	5,333 名	6,422 名																														
東条小	10,660 名	10,244 名																														
西条小・田原小	不明	不明																														
小湊小	——	3,378 名																														
13 (85)	ファミリー・サポートセンターの利用促進	利用促進	<p>利用促進を図るため、市広報誌にて掲載した。</p> <p>平成 22 年度 市広報誌 10/1 号にて募集</p> <p>平成 23 年度 掲載実績なし</p> <p>【利用実績】</p> <p>平成 22 年度 44 件 平成 23 年度 53 件 平成 22 年度損害保険料 64,778 円 平成 23 年度損害保険料 41,818 円</p>	<p>今後も定期的に市広報誌、市ホームページにて利用の周知を図る。</p> <p>平成 24 年度 損害保険料 40,810 円</p>	福祉課																											

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成 22 年度・平成 23 年度の実績	平成 24 年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
14 (3) (4)	あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	男女共同参画に関するセミナー等の開催	<p>他市町及び県から委嘱されている男女共同参画地域推進員と協力して男女共同参画に関するセミナーを開催した。また、多くの来場者を見込むため、各市町の役割として、広報誌にセミナー開催の記事を掲載した。</p> <p>【開催実績】 平成 22 年度 君津市・鋸南町で開催 * 君津市で開催したセミナーについて、市広報誌 9/15 号にて募集記事を掲載。</p> <p>平成 23 年度 木更津市・富津市（中学生対象）で開催 * 木更津市で開催したセミナーについて、市広報誌 10/1 号にて募集記事を掲載。 * 富津市での開催の際は、スタッフとして全面的に協力した。</p>	<p>①平成 24 年 11 月「女性と防災」というテーマで開催するセミナー（館山市会場）について、スタッフとして協力する。鴨川市民への参加を促すため、市広報誌 11/1 号へ募集記事を掲載する。</p> <p>②平成 25 年度に男女共同参画に関するセミナーを本市において開催する。</p>	企画政策課
15 (5) (6) (42) (43)	男女共同参画に関連する図書の実用と利用の促進	男女共同参画に関連する図書の充実と利用の促進	<p>①幅広い人権意識をテーマにした書籍の出版情報を収集し、購入に努めた。</p> <p>【購入書籍】 『けんぼう』のはなし』井上ひさし/原案 『平等ってなんだろう?』安西文雄/編著外</p> <p>②12 月の人権週間（12/4～12/10）を契機に関連図書について、専用スペースを設け、利用促進に努めた。</p> <p>【実施期間】 平成 22 年 12 月 1 日～12 月 10 日</p>	幅広い人権意識をテーマにした中高生や児童向けの資料を中心に 12 月の人権週間の期間に展示する。	生涯学習課（図書館）

計画策定後の各種施策への取組み状況等について（18項目の焦点事業）

No.	分野	事業内容	平成22年度・平成23年度の実績	平成24年度以降の事業予定 実施済含む	担当課
16 (32) (33)	あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	男女平等の視点に立った学校教育・学習の推進	<p>① 校内のあらゆる組織を男女平等の視点で見直し、必要に応じて改善を行った。</p> <p>② 職員研修の充実と教育活動全般での日常的指導を実践した。</p> <p>③ 児童生徒の主体的な活動となるような人権教育キャンペーン活動期間を計画し実施した。</p> <p>④ 男女混合名簿の活用は、教育活動全般において、自然となってきた。</p> <p>【小中学校における児童会・生徒会の役員の数】</p> <p>中学校 会長 男1：女2 役員 男8：女13</p> <p>小学校 会長 男4：女3 役員 男23：女36</p> <p>【学習面についての取組み例】</p> <p>社会科⇒女性の社会参画の歴史</p> <p>道徳⇒男女の協力、学級役員、生活班内での係決め等における男女平等</p> <p>学級活動⇒道徳の授業を受けて、男女平等を意識しながら学級会を実施</p> <p>総合的な学習の時間⇒キャリア教育の一環で、職業においても男女平等の視点で職名が変わったものの理解</p>	<p>① 校内のあらゆる組織を男女平等の視点で見直し、必要に応じて改善を行う。</p> <p>② 職員研修の充実と教育活動全般での日常的指導を実践する。</p> <p>③ 児童生徒の主体的な活動となるような人権教育キャンペーン活動期間を計画し実施する。</p>	学校教育課
17 (45) (56)	育児、介護等に関する講座等への男性の参加促進	等 育見、介護等に関する講座	<p>① パパママ学級での父親向けのプログラムを検討した。</p> <p>② 介護予防サポーター養成講座を天津小湊地区において開催。 実施修了者 23名 内男性 4名</p>	<p>① パパママ学級での父親向けのプログラムを検討し、計画期間中に試行する。</p> <p>② 介護予防サポーター養成講座について、対象地区拡大方策等について検討</p> <p>③ 食生活改善推進員の男性登録の促進を図る。</p>	健康推進課
18 (46)	講師派遣事業への	出前講座への	実績なし	男女共同参画関連の講座を各公民館と連携して開催する。この開催の際は、身近なテーマを題材にした講義内容とする。	企画政策課

「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について



鴨川市 企画政策課
平成24年11月

「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について

1 趣旨

本市においては、平成 22 年度から 27 年度までを計画期間とする「鴨川市男女共同参画計画」に基づき各種施策事業の実施に努めてきたが、平成 24 年度は、その計画前半の最終年度に当たることから、市民意識調査（アンケート調査）を実施し、平成 21 年度に行った調査結果と比較することにより、男女共同参画に関する市民意識の経年変化を把握するとともに、これを踏まえた取組むべき課題の抽出、市民ニーズ等を分析し、計画期間後半となる平成 25 年度から 27 年度における各種施策事業の実施計画に反映させるための基礎資料とする。

2 調査対象

住民基本台帳より無作為に抽出した 20 歳以上の男女 1,500 名。但し、地区の偏りを極力緩和するため、地区別の抽出数を下記のとおり設定した。

（地区別の内訳）

鴨川地区 800 名・長狭地区 210 名・江見地区 220 名・天津小湊地区 270 名

3 調査票

別紙調査票のとおり

* 前回調査と比較することから、設問の内容は大きく変更しないものの、新たに 2 つの項目（防災・災害対策／問 25・問 26）を加えたもの。

4 調査方法等

実施方法 調査票を郵送により配付し、同封の返信用封筒にて回収する。

調査票発送日 平成 24 年 9 月 21 日（金）

調査票提出締切日 平成 24 年 10 月 12 日（金）

5 参考

前回回収率等 46.7% （1,500 名中 701 名回収）

今回回収率等 44.5% （1,500 名中 668 名回収）

アンケート調査へのご協力をお願い

「男女共同参画に関する市民意識調査」

市民の皆様におかれましては、日ごろより市政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鴨川市は、平成 22 年 3 月に「鴨川市男女共同参画計画～男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現に向けて～」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しているところでございます。

本年は、この計画前半の最終年度に当たりますが、計画の後半である平成 25 年度から平成 27 年度の男女共同参画施策を推進するに当たり、よりの確に市内の実状や市民の皆様の意識の現状を捉えるべく、アンケート調査を実施するものです。

本調査は、市内にお住まいの 20 歳以上の男女 1,500 人を住民基本台帳より無作為に抽出し、実施いたします。調査票へのご記入は無記名で行っていただき、調査結果は統計的に処理をするため、個人の名前が公表されることはございません。

お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 24 年 9 月

鴨川市長 片 桐 有 而

ご回答にあたってのお願い

1 記入の方法

- ①このアンケートは個人を対象としていますので、あて名の方が直接ご記入くださるか、ご家族の方などにご助力をいただきご記入ください。
- ②設問に対するお答えは、用意されている選択肢の番号を○印で囲んでください。
また、○印の数は、1つだけ選んでいただく設問と複数選んでいただく設問がありますので、ご注意ください。なお、回答の中で、「その他」を選ばれた場合には、()内に具体的な内容を記入してください。
- ③アンケートは、**平成 24 年 9 月 21 日現在**で記入してください。
- ④ご記入は、黒や青のボールペン、または鉛筆ではっきりとお書きください。

2 提 出

ご記入が終わりましたら、記入もれがないかをご確認のうえ、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**10 月 12 日（金）まで**にご投函をお願いします。

3 お問い合わせ

アンケート調査についてご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

鴨川市 企画政策課 政策推進係

〒296-8601 鴨川市横渚1450番地

電 話：04-7093-7828 FAX：04-7093-7851

E-Mail：kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp

はじめに、ご自身・ご家族のことについてお伺いします

問 1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|------|------|
| 1 女性 | 2 男性 |
|------|------|

問 2 あなたの年齢を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 20歳～29歳 | 4 50歳～59歳 |
| 2 30歳～39歳 | 5 60歳～69歳 |
| 3 40歳～49歳 | 6 70歳以上 |

問 3 あなたの就業形態を教えてください。勤め先での一時休業や産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などで仕事を一時的に休んでいる方は、休業・休暇前の就業形態をお答えください。(○は1つ)

- | |
|---|
| 1 事業主 (農林漁業・商工サービス業など) |
| 2 家族従業者 (農林漁業・商工サービス業など) |
| 3 自由業 (開業医・弁護士・芸術家など) |
| 4 管理職 (民間会社、団体、官公庁の課長級以上・大学の講師以上・学校の教頭以上) |
| 5 管理職以外の一般社員・職員 (勤務医・看護師、教員など) |
| 6 パートタイマー、アルバイト (フリーターを含む)、内職 |
| 7 派遣・契約社員 |
| 8 専業主婦・専業主夫 |
| 9 学生 |
| 10 無職 (年金生活者など) |
| 11 その他 (具体的に:) |

問 4 あなたは結婚されていますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 結婚している | 3 未婚 |
| 2 未婚だが同居のパートナーがいる | 4 離別・死別 |

→ 問 4-1 問 4 で「1」「2」のいずれかに○をつけた方にお伺いします。
共働き状況を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 自分だけが働いている | 3 共働きをしている |
| 2 配偶者・パートナーだけが働いている | 4 夫婦とも働いていない |

問 5 あなたの世帯構成は次のうちどれですか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 ひとり暮らし | 4 親と子ども夫婦 (二世帯家族) |
| 2 夫婦のみ (一世帯家族) | 5 親と子どもと孫 (三世帯家族) |
| 3 親と未婚の子ども (核家族) | 6 その他 () |

問6 あなたには子どもがいらっしゃいますか。(〇はあてはまるものすべて)

1 妊娠中である	5 短大・大学生・専門学校生
2 小学校入学前の子ども	6 社会人
3 小・中学生	7 いない
4 高校生	8 その他()

問7 あなたがお住まいの地域を教えてください。(〇は1つ)

1 田原	5 大山	9 曾呂
2 西条	6 吉尾	10 太海
3 東条	7 主基	11 小湊
4 鴨川	8 江見	12 天津

男女平等と人権についてお伺いします

問8 あなたは現在、次のような場面で男女が平等になっていると思いますか。①～⑧の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。(〇は各項目に1つずつ)

	1 男性が非常に優 遇されている	2 どちらかといえ ば男性が優遇さ れている	3 平 等 に な っ て い る	4 どちらかといえ ば女性が優遇さ れている	5 女性が非常に優 遇されている	6 わからない
①家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
②職場の中で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑤地域活動・社会活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
⑦社会通念、慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
⑧全体として	1	2	3	4	5	6

問9 今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。(〇は1つ)

- | | |
|---|---|
| 1 | 女性の就業、社会進出を支援する施設やサービスの充実を図ること |
| 2 | 女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること |
| 3 | 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること |
| 4 | 家庭でのしつけから学校教育まで、子どもに対して一貫した男女平等教育をすること |
| 5 | 法律や制度の見直しを行い、女性差別につながるものを改めること |
| 6 | その他 () |
| 7 | 特になし |

問10 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。(〇は1つ)

- | | | | |
|---|----------------|---|--------|
| 1 | そう思う | 4 | そう思わない |
| 2 | どちらかといえばそう思う | 5 | わからない |
| 3 | どちらかといえばそう思わない | | |

問11 テレビや新聞、雑誌等における性・暴力表現についてどのようにお考えですか。(〇はあてはまるものすべて)

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ |
| 2 | 女性のイメージや男性のイメージについて、かたよった表現をしている |
| 3 | 性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない |
| 4 | 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている |
| 5 | 女性に対する犯罪を助長するような気がする |
| 6 | その他 () |
| 7 | 特に問題はない |

問12 あなたが女性の人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことについてですか(〇はあてはまるものすべて)

- | | |
|----|-----------------------|
| 1 | 配偶者・パートナーからの暴力 |
| 2 | セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ) |
| 3 | ストーカー行為 |
| 4 | 売春・買春・援助交際 |
| 5 | 痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪 |
| 6 | 容姿を競うコンテストの開催 |
| 7 | 風俗営業 |
| 8 | ヌード写真やポルノ雑誌など |
| 9 | その他 () |
| 10 | 特になし |

家庭・子育て・介護についてお伺いします

〔※問13は結婚している方、もしくは未婚だが同居のパートナーがいる方のみお答えください。〕

問 13 実際^にあなたの家庭では家事や育児、介護などは、夫婦（男女）のどちらが分担していますか。①～⑫の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 主に夫 (男性)	2 夫婦 (男女) がおおむね 同じ	3 主に妻 (女性)	4 主にその 他の人	5 該 当 事 項 な し
①食事の支度	1	2	3	4	5
②食事の後片付け、食器洗い	1	2	3	4	5
③掃除	1	2	3	4	5
④洗濯	1	2	3	4	5
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5
⑥日常の買い物	1	2	3	4	5
⑦日常の家計の管理	1	2	3	4	5
⑧高額な商品購入の決定	1	2	3	4	5
⑨預貯金など財産の管理	1	2	3	4	5
⑩育児	1	2	3	4	5
⑪町内会や自治会への出席	1	2	3	4	5
⑫高齢者・病人の世話	1	2	3	4	5

問 13-1 問 13 の①から⑫までの仕事のうち、もっと自分が分担してもよいと思うものがあれば、3つまで選んで、次の記入欄に数字をご記入ください。

記 入 欄				
-------	--	--	--	--

問 13-2 問 13 の①から⑫までの仕事のうち、もっと配偶者又はパートナーに分担して欲しいと思うものがあれば、3つまで選んで、次の記入欄に数字をご記入ください。

記 入 欄				
-------	--	--	--	--

問 14 あなたは、結婚・離婚についてどのようにお考えですか。①～⑩の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 そう思う	2 どちらかという とそう思う	3 どちらかといえ ばそう思わない	4 そう思わない	5 ない どちらともい え
①女性も男性も結婚した方がよい	1	2	3	4	5
②結婚する、しないは、個人の自由であるから、どちらでもよい	1	2	3	4	5
③結婚は個人の自由を束縛するものだから、一生結婚しない方がよい	1	2	3	4	5
④結婚と性的関係は別である	1	2	3	4	5
⑤結婚したら子どもを持つ方がよい	1	2	3	4	5
⑥子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかどうかは関係ない	1	2	3	4	5
⑦夫婦が別姓を名乗るのを認めた方がよい	1	2	3	4	5
⑧結婚をした以上、離婚すべきではない	1	2	3	4	5
⑨がまんして結婚生活を続けるよりも離婚した方がよい	1	2	3	4	5
⑩離婚は自由である	1	2	3	4	5

問 15 あなたは、出生率が低下している原因は何だと思えますか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。（○は3つまで）

1	子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない
2	子育てにお金がかかりすぎる
3	結婚しない人が増えた
4	子どもより仕事や余暇等を充実したいと考える人が増えた
5	女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した
6	楽をしたい、子育てが面倒という人が増えた
7	出産・子育てに対する男性（夫）の理解・協力が足りず、女性（妻）の精神的・肉体的負担が大きい
8	その他（ ）
9	わからない

学校教育についてお伺いします

問 16 あなたは、学校教育の場で男女平等の意識を深めるために、どのようなことが大切だと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 学校生活全般において男女平等についての意識を高めること
- 2 家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること
- 3 男女にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと
- 4 互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教えること
- 5 性別によって役割や順番（名簿や座席など）を固定しないこと
- 6 女性の校長や教頭を増やすこと
- 7 校長や教頭、職員などに対して、男女平等についての研修を行うこと
- 8 その他（)
- 9 わからない

就労についてお伺いします

問 17 あなたは女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。（〇は1つ）

- 1 女性は職業を持たない方がよい
- 2 結婚するまでは職業を持つ方がよい
- 3 子どもができるまでは職業を持つ方がよい
- 4 結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい
- 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（パート）を持つ方がよい
- 6 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（常勤）を持つ方がよい
- 7 その他（)
- 8 わからない

問 18 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構ですでお答えください。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 企業において昇進・賃金等の男女間格差の解消
- 2 保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実
- 3 結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実
- 4 企業における女性の管理職等への登用の推進
- 5 育児休業^{※1}・介護休業^{※2}中の賃金等の充実
- 6 仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及
- 7 総労働時間の短縮
- 8 フレックスタイム制^{※3}の導入
- 9 パートタイマーなど、非正規職員の労働条件を改善すること
- 10 在宅勤務など多様な働き方の推進
- 11 女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力
- 12 女性自身の自覚と意欲の向上
- 13 男性の家事の分担など固定的な性別役割意識^{※4}の改革
- 14 企業の意識の変化
- 15 その他（)
- 16 わからない

※1 **育児休業**：労働者が原則として1歳に満たない子どもを養育するために取得する休業をいいます。また、一定の事情がある場合は、子どもが1歳6か月に達するまでの間、育児休業することができます。

※2 **介護休業**：負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を、労働者本人が介護するための休業をいいます。

※3 **フレックスタイム制**：1日の所定労働時間の長さを固定的に決めずに、1か月以内の一定期間の総労働時間をあらかじめ決めておき、その範囲内で労働者が各自の始業・終業時刻を自主的に決定して働く制度のことをいいます。

※4 **固定的な性別役割意識**：例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的な業務」というように、性別を理由として役割を固定化してしまう考え方や意識をいいます。

問 22-2 問 22-1 で「11 誰にも相談しなかった」とお答えの方にお伺いします。
相談しなかったのはなぜですか。（〇はあてはまるものすべて）

- 1 どこ（誰）に相談して良いのかわからなかった
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかった
- 3 相談しても無駄（解決につながらない）だと思った
- 4 周囲の人がDVを信じてくれないと思った
- 5 相談したことがわかると仕返しにもっとひどい暴力を受けると思った
- 6 自分（被害者）さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った
- 7 他人を巻き込みたくなかった
- 8 子どもに危害が及ぶと思った
- 9 自分（被害者）にも悪いところがあると思った
- 10 相談するほどではないと思った
- 11 そのこと（暴力）について、思い出したくなかった
- 12 以前は優しかったので、いつか変わってくれると思った
- 13 相手が反省する時があり、「この人には私がいないとだめなんだ」と思ってしまった
- 14 その他（ ）
- 15 わからない

政策決定の場における男女共同参画について伺います

問 23 鴨川市では、平成 24 年 4 月 1 日現在、審議会等における女性委員の比率は 19.5%です。今後の鴨川市における政策方針を決定する過程への女性の参画について、あなたはどのようになっていくことがよいと思いますか。（〇は 1 つ）

- 1 今のままでよい
- 2 女性がもう少し増えた方がよい
- 3 男女半々くらいがよい
- 4 男性を上回るほど女性が増えてほしい
- 5 今より女性が少なくてよい
- 6 性別にこだわる必要はない
- 7 その他（ ）
- 8 わからない

問 24 女性の議員や審議会委員が増加し、政策方針を決定する過程への女性の参画が増えると、社会はどのように変わるとお考えですか。（〇は 2 つまで）

- 1 男性中心の考え方が変化する
- 2 行政への要望がきめ細くなる
- 3 より平等な社会になる
- 4 政治が身近なものになる
- 5 何も変わらない
- 6 社会にとっては好ましくない
- 7 その他（ ）
- 8 わからない

問 28 男女共同参画社会を実現していくまちづくりについて、ご意見・ご要望、あなたが経験されたこと、感じていることなど、何でも結構ですので自由に記入してください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

お忙しいところ、調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、

10月12日(金)までに投函してください。

各種施策に係る実施計画の調製について
 ～平成24年度鴨川市男女共同参画推進審議会開催等のスケジュールについて～

年月	内 容	担 当
11月	<p>11月6日(火)</p> <p>第1回会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・審議会の会議について(設置要綱等の説明など) ・計画策定後の各種施策への取組み状況等について ・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について ・各種施策に係る実施計画の調製について 等 <p>* 各種施策の取組み状況等の検証</p> <p>各種施策の取組み状況について、市民意識調査の結果も参考としながら、個別施策毎の取組み状況を検証</p>	<p>審議会委員</p> <p>事務局</p>
12月	<p>下旬</p> <p>市民意識調査の集計・分析業務 ⇒ 審議会委員及び庁内関係担当課に結果報告書を送付</p>	事務局
H25年 1月	<p>* 検証結果の取りまとめ</p> <p>検証結果を事務局において取りまとめ</p>	事務局
2月 月末	<p>事務局において、審議会委員のご意見、ご提言等を踏まえながら計画後半の実施計画(案)の調製 ⇒ 実施計画(案)を関係担当課で確認 ⇒ 事務局において再調製 ⇒ 実施計画(案)を審議会委員に送付(内容確認・精査)</p>	<p>事務局</p> <p>各担当課</p> <p>審議会委員</p>
3月	<p>中旬</p> <p>第2回会議を開催</p> <p>実施計画(案)を審議会で改めて審議 ⇒ 実施計画(成案)の取りまとめ ⇒ 事務局での最終調製、事務決裁 ⇒ 市の実施計画として決定</p>	<p>審議会委員</p> <p>事務局</p>

鴨川市男女共同参画計画調査に基づく具体的な施策の実施に関する調書(個票) **見本**

平成24年4月1日調査

基本目標	1	人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の醸成				
主要課題	1	性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり				
施策の方向	②	男女平等意識の醸成				
事業名	人権意識の高揚のための啓発					
事業内容	人権擁護委員等との連携のもと、市内小学校における人権教室や街頭啓発を実施します。					
計画期間中に実施すべき具体的な施策及び(数値)目標 ※1	<p>人権の尊重に関する意識の高揚・醸成の為、小学生を対象とした、人権擁護委員による出前授業「人権教室」を実施する。</p> <p>又、人権週間に併せて街頭啓発を実施し、相談窓口等の記載された物品(カレンダー他)を配布する。</p> <p>※これらは全て館山人権擁護委員協議会の年間計画に基づき人権擁護委員が実施するものであり、市としては当該事業の実施に際して随時協力する形となります。</p>					
具体的な施策の実績(H22、H23年度)及び実施予定(H24年度以降) ※2	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	<p>市内小学校にて3・4年生を対象とした人権擁護委員による人権教室を4回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月20日曾呂小学校 ・10月20日田原小学校 ・11月25日長狭小学校 ・12月3日天津小学校 <p>人権擁護委員による街頭啓発を2回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月6日シーフエスタ会場 ・12月7日JR安房郡鴨川駅付近 	<p>市内小学校にて3・4年生を対象とした人権擁護委員による人権教室を4回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月24日小湊小学校 ・11月17日太海小学校 ・11月29日西条小学校 ・12月12日江見小学校 <p>人権擁護委員による街頭啓発を1回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月6日JR安房郡鴨川駅付近 	<p>市内小学校にて3・4年生を対象とした人権擁護委員による人権教室を実施する(4回程度)</p> <p>人権擁護委員による街頭啓発を1回実施する(12月6日予定)</p>	<p>市内小学校にて3・4年生を対象とした人権擁護委員による人権教室を実施する(4回程度)</p> <p>人権擁護委員による街頭啓発を1回実施する。</p>		
事業費(円) ※3	0円	0円	0円	0円	0円	0円
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	その他					
	一般財源					
審議会委員からのコメント(意見・提言等)						
担当課	総務課(秘書広報室)					

千葉県男女共同参画地域推進員について

「千葉県男女共同参画センター」よりの資料

男女共同参画社会の実現は、県の取組だけで実現できるものではなく、市町村、事業者、そして県民一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取組を進めていただくことが何よりも重要です。また、本県における男女共同参画への取組状況や課題は、地域によって異なることから、男女共同参画社会づくりを効果的に推進するためには、それぞれの地域特性を踏まえた取組が不可欠です。

そこで、地域における県や市町村とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員」（以下、「推進員」という。）を各市町村から推薦いただき、知事が委嘱することにより、県民、市町村、県が一体となった男女共同参画の推進を目指します。

1 推進員の活動

(1) 活動内容

推進員は地域特性を踏まえ、男女共同参画に関するセミナーの開催や広報紙の作成・配布などの広報啓発事業等を行っていただきたいと考えております。また、県や市町村の施策の推進にもご協力ください。

(2) 活動任期 推進員の任期は2か年度です。

(3) 活動地域

推進員は、いくつかの市町村をまとめた地域ごとに担当を分け、7地域に分かれて活動します。(第4期：葛南、東葛飾、千葉、北総、海匝・山武、東上総、南房総)

(4) 活動の進め方

推進員は、各地域において開催する会議を通じて活動内容を検討し、事業を進めていきます。具体的には、次のような研修や会議等を通じて進めます。

- ① 全体研修会：推進員全員を対象とした研修会に参加
- ② 会議：地域ごとに推進員が集まり、活動内容を検討（1、2か月に1回程度の開催）
- ③ 事業：セミナー開催等各種事業の企画・運営を、推進員が中心となって実施
- ④ 事業報告会：年度末に地域活動の報告会を開催

2 活動へのサポート

(1) 情報の提供

県や市町村は、男女共同参画に関する各種情報の提供を行います。

(2) 事業費を負担

セミナーの開催、広報紙の作成に係る費用は予算の範囲内で県が支払います。

(3) 推進員への交通費の支給

県が指定した会議・研修会等へ参加する交通費については県が支給します。

(4) 保険の加入

全国社会福祉協議会によるボランティア保険に加入しています。